● 宅地建物取引士資格登録事務の概要と流れ（愛知県知事登録の場合）

● 宅地建物取引士資格試験の合格

宅地建物取引士資格試験は、例年６月初旬に公示され、７月初旬から下旬にかけて受験申込みが行われ、10 月中旬に試験が実施されています。

試験の合格者には、合格証・登録実務講習のご案内・宅地建物取引士資格登録申請書が送付されます。

過去 10 年以内に２年間以上の実務経験がある方

● 宅地建物取引士資格登録の申請

実務経験を証明する書類の他、必要な添付書類を添えて、宅地建物取引士資格登録申請書を都市総務課窓口まで提出して下さい。

左記の実務経験が無い方

● 登録実務講習の受講

国土交通大臣の認定を受けた各種公益法人・資格予備校にて、登録実務講習を受講して下さい。

●宅地建物取引士資格登録の申請

登録実務講習修了証の他、必要な添付書類を添えて、宅地建物取引士資格登録申請書を都市総務課窓口まで提出して下さい。

● 受理

提出書類に不備・不足が無ければ、窓口にて申請書を受理します。

● 登録審査

提出書類をもとに、登録に関する欠格事由等について、都市総務課で審査を行います。審査期間は、30 日から 40 日です。

● 登録完了の通知

審査を通過した申請者に対して、その旨ハガキにより通知します。

宅地建物取引士証の交付を希望する方

試験合格から１年以内の方

● 宅地建物取引士証交付の申請

愛知県宅地建物取引業協会に、宅地建物取引士証の交付申請を行って下さい。2 週間程度で宅地建物取引士証を受領できます。

試験合格から１年を超えている方

● 法定講習受講の申込み

愛知県宅地建物取引業協会又は法定講習センター又は全日本不動産協会愛知県本部に、法定講習の受講申込みを行って下さい。講習修了後に宅地建物取引士証が交付されます

● 宅地建物取引士証取得

取得した宅地建物取引士証の有効期間は 5 年間です。宅地建物取引士証を継続して所持することを希望する場合は、有効期限が近付きましたら、再度法定講習を受講して下さい。

宅地建物取引士証を必要としない方

以上で完了です。
将来、宅地建物取引士証が必要となった場合は、左記の法定講習を受講して下さい。